

補助金等適正化チェックシート

※継続的に補助金等を交付している団体が複数ある場合は、団体ごとにシートを記入してください。

補助金等の名称	長久手市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金	担当部課	福祉部福祉課
---------	-------------------------	------	--------

基本情報	支出根拠	補助要綱	有	長久手市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱					
		根拠法令等							
	総合計画	基本目標	4 誰もがいきいきと安心して暮らせるまち-生活			会計区分	一般会計		
		政策	4-1 住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域づくり			予算区分	3-1-4 身体障がい者福祉費		
		施策	4-1-1 暮らしを支える生活基盤の充実			中事業名	障がい援護事業		
	補助制度開始年度	平成28年度	制度終了(予定)年度	(未定)年度		細節名称	補助金		
	交付先(団体名)又は対象者	18歳以下の難聴児(聴覚に関する身体障害者手帳の交付対象とならないが、補聴器の装用が必要と医師に判断されている者)			交付年数【※】	通算			
	会員数【※】				年月日現在	会費【※】			
	他団体への交付【※】				制度の周知方法【※】	HP			
	ガイドラインの適用	適用(予定)	令和4年度						
		例外規定	無し						
	最新年度の補助内容	補助対象経費	補聴器の購入費及び修理費						
		補助対象事業費の総額	136,899円		補助金額	91,264円		事業全体の補助率	66.7%
		特記事項	「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第528号)に定める基準額以内とする。						

補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 難聴児のきこえの確保と言語の取得及び健全な発達を支援することを目的とする。											
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 聴覚に関する身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成する。											
	事業費補助の実績 (団体の主な活動の実績) ※今年度は予定	R2年度実績(2020)	2件(購入1件、修理1件)		R3年度実績(2021)	2件(購入1件、修理1件)		R4年度実績(2022)	4件(購入2件、修理2件)		R5年度予定(2023)	6件(購入2件、修理6件)	
		補助対象事業費	84,694円		65,614円		136,899円		226,500円				
		補助金額	76,224円		59,052円		91,264円		予算額	151,000円			
	財源	国及び県	28,000円		21,000円		45,000円		50,000円				
		市(一般財源)	48,224円		38,052円		46,264円		101,000円				
		その他											
	補助金等の効果 ※今年度は予定	補聴器購入に関する経済的負担を軽減し、難聴児のきこえの確保と言語の取得及び健全な発達を支援することができた。		補聴器購入に関する経済的負担を軽減し、難聴児のきこえの確保と言語の取得及び健全な発達を支援することができた。		補聴器購入に関する経済的負担を軽減し、難聴児のきこえの確保と言語の取得及び健全な発達を支援することができた。		補聴器を必要とする難聴児の保護者に向け、引き続き事業の周知を行う。					
	今後の方向性・担当部署の自由意見	愛知県内ほぼすべての自治体が統一的に実施している事業であり、市の裁量で終期を定めることは困難であるため。											

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

確認の視点		チェック	左記のチェック内容とした理由	
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○		
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○		
	市民ニーズは認められるか	○		
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか	○		
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか	○		
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	○	対象となる児童が多くはないが、子どもの健全な成長のためにも、早期に補聴器を使用することが重要である。	
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	○	必要な人が申請するものであるため。	
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】			
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	
		補助率や補助金額（補助対象経費や補助額の設定）は妥当か	○	近隣市町の状況及び補助金ガイドラインを踏まえ令和4年4月より、補助率を2/3に変更（変更前：9割補助）
		経費の用途は明確か	○	
		基準を逸脱して補助していないか	○	
		運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】		
補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】				
市の施策的課題の解決につながるものか	○			
社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○			
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○		
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】			
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○		
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）	○		
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】			
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	○		
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】			
補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	○	他制度は、障害者手帳を交付されたものを対象としているため、統合できない。		
総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容		
	A	障害者手帳を交付されない程度の軽度・中等度の聴覚障がいではあるが、早期に補聴器を利用することにより、その後の成長発達や学習への影響が少なくなると考えられるため、補助効果は高いと判断する。		

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。